

砂防指定地内における制限行為

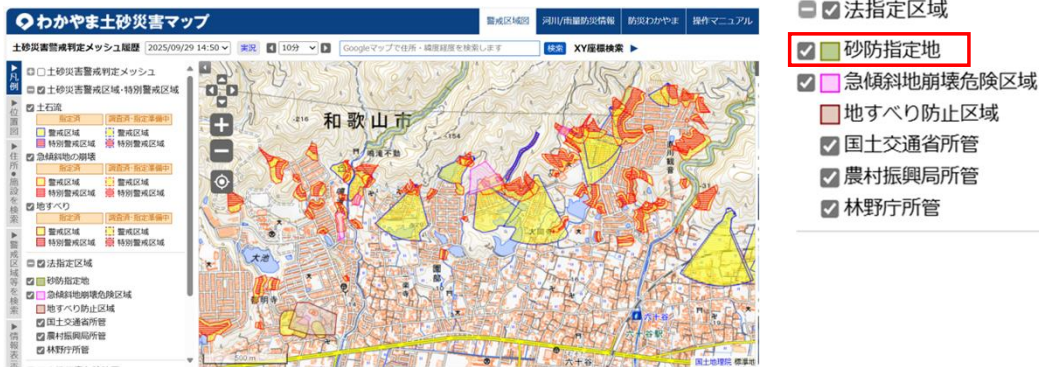
砂防指定地内で下記の行為を行う場合や砂防設備の占用を行う場合は、知事の許可が必要です。
(砂防指定地の管理に関する条例 第4条、第5条)

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除却
- (2) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更
- (3) 土石(砂れきを含む。以下この項において同じ。)の採取、鉱物の掘採又はこれらの集積若しくは投棄
- (4) 竹木の伐採又は樹根の採取
- (5) 土石又は竹木の滑下又は地引による搬出
- (6) 家畜の放牧又はけい留
- (7) 火入れ

申請窓口

海草振興局建設部	管理保全第二課 (073-488-6163)
海南工事事務所	管理保全課 (073-488-9375)
那賀振興局建設部	管理保全課 (0736-61-0044)
伊都振興局建設部	管理保全課 (0736-33-4934)
有田振興局建設部	管理保全課 (0737-64-1284)
日高振興局建設部	管理保全課 (0738-24-2931)
西牟婁振興局建設部	管理保全課 (0739-26-7949)
東牟婁振興局串本建設部	管理保全課 (0735-62-3294)
東牟婁振興局新宮建設部	管理保全課 (0735-21-9654)

指定区域は「わかやま土砂災害マップ」で確認できます。
<https://sabomap.pref.wakayama.jp>



砂防指定地の管理に関する条例

(行為の許可)

第4条 砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除却
 - (2) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更
 - (3) 土石(砂れきを含む。以下この項において同じ。)の採取、鉱物の掘採又はこれらの集積若しくは投棄
 - (4) 竹木の伐採又は樹根の採取
 - (5) 土石又は竹木の滑下又は地引による搬出
 - (6) 家畜の放牧又はけい留
 - (7) 火入れ
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為のうち非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は治水上砂防に影響が少ないものとして規則で定める行為については、知事の許可を受けることを要しない。
- 3 知事は、第1項の許可をする場合について、治水上砂防のため必要な条件を付することができる。

砂防指定地の管理に関する条例施行規則

(知事の許可を要しない行為)

第4条 条例第4条第2項の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 植林のために行う竹木の伐採(伐採に係る面積が1ヘクタール未満であるものに限る。)
- (2) 測量、現場調査又は設備の保守のための必要最小限と認められる竹木の伐採
- (3) 山林の育成のために通常行われる間伐
- (4) 電線及び電話線の架設のための必要最小限の伐採
- (5) 既存の田畑における農耕
- (6) 芝草の植替え、張替え及び維持管理のための火入れ
- (7) 砂防設備又はそれに準ずる施設(えん堤、護岸、管理道を兼ねる道路等)から3メートル以上離れている土地で行うもので次のいずれかに該当する行為
 - ア 土地の形状変更を伴わない工作物の新築、改築又は除却
 - イ 地表から1メートル未満の掘削で当該箇所を直ちに埋め戻す行為
 - ウ 地質調査のためのボーリングによる土地の掘削
 - エ 電柱(鉄塔を除く。)の敷設
 - オ 電線及び電話線又は水道管及びガス管の敷設で国又は地方公共団体から道路、河川等の公共土木施設に係る占用許可を受けている行為

地すべり防止区域内における制限行為

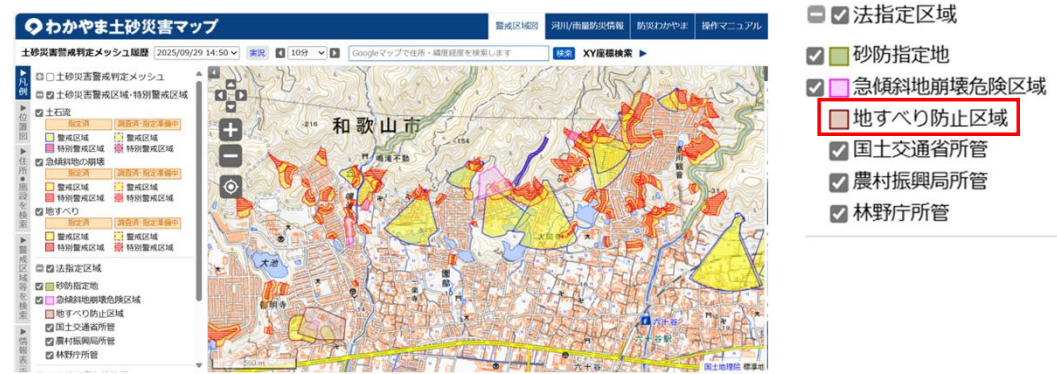
地すべり防止区域内で下記の行為を行う場合は、知事の許可が必要です。
(地すべり等防止法 第18条)

- 一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為
- 二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為
- 三 のり切又は切土で政令で定めるもの
- 四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良
- 五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

申請窓口

海草振興局建設部	管理保全第二課 (073-488-6163)
海南工事事務所	管理保全課 (073-488-9375)
那賀振興局建設部	管理保全課 (0736-61-0044)
伊都振興局建設部	管理保全課 (0736-33-4934)
有田振興局建設部	管理保全課 (0737-64-1284)
日高振興局建設部	管理保全課 (0738-24-2931)
西牟婁振興局建設部	管理保全課 (0739-26-7949)
東牟婁振興局串本建設部	管理保全課 (0735-62-3294)
東牟婁振興局新宮建設部	管理保全課 (0735-21-9654)

指定区域は「わかやま土砂災害マップ」で確認できます。
<https://sabomap.pref.wakayama.jp>



※政令で定めるもの

地すべり等防止法施行令

（地すべり防止区域内における許可を要しない行為）

第四条 法第十八条第一項第一号の政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 地すべり防止区域外から鉄管、コンクリート管、竹管その他のろう水のおそれの少い管渠きよでその有効断面積が四十五平方センチメートル以下のものをもつて地下水を引く行為
 - 二 地下水をくみ上げる行為（一馬力をこえる動力を用いてくみ上げる行為を除く。）
 - 三 水道管（有効断面積が四十五平方センチメートルをこえる水道管で地すべり防止区域外から地下水を引水するものを除く。）、ガス管その他これらに類する物件の埋設
 - 四 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域の状況を勘案して都道府県知事が指定する軽微な行為
- 2 法第十八条第一項第二号の政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 水田（地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすい水田を除く。）に地表水を放流し、又は停滞させる行為
 - 二 かんがいの用に供するため土地（水田及び地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。）に地表水を放流する行為
 - 三 日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した地表水を土地（地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。）に放流する行為
 - 四 海、河川その他の公共の水域又は用排水路に地表水を放流する行為
 - 五 ため池、池その他の貯水施設に地表水を放流し、又は貯留する行為
 - 六 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域の状況を勘案して都道府県知事が指定する軽微な行為

（地すべり防止区域内における制限行為）

第五条 法第十八条第一項第三号の政令で定めるのり切又は切土は、のり切にあつてはのり長三メートル以上のものとし、切土にあつては直高二メートル以上のものとする。

2 法第十八条第一項第四号の政令で定める施設又は工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 断面積が六百平方センチメートルをこえる用排水路又は断面積が六百平方センチメートル以下の用排水路で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの
- 二 容量が六立方メートルをこえるため池、池その他の貯水施設又は容量が六立方メートル以下のため池、池その他の貯水施設で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの
- 三 載荷重が一平方メートルにつき十トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重）以上の施設又は工作物

3 法第十八条第一項第五号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 地表から深さ二メートル以上の掘さく又は地すべり防止施設から五メートル（地すべり防止施設の構造又は地形、地質その他の状況により都道府県知事が距離を指定した場合には、当該距離）以内の地域における掘さく（地すべり防止施設から一メートルをこえる地域における地表から深さ五十センチメートル未満の掘さくで当該掘さくした土地を直ちに埋め戻すものを除く。）
- 二 載荷重が一平方メートルにつき十トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重）以上の土石その他の物件の集積

急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為

急傾斜地崩壊危険区域内で下記の行為を行う場合は、知事の許可が必要です。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第7条)

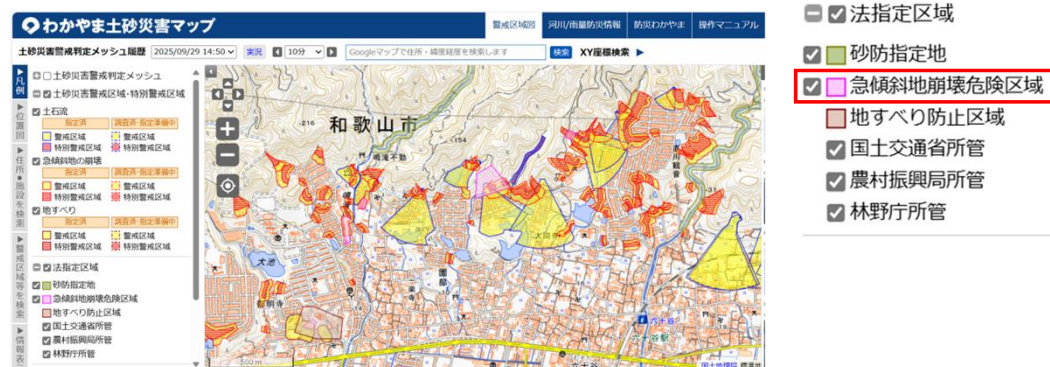
- 一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- 二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- 三 のり切、切土、掘さく又は盛土
- 四 立木竹の伐採
- 五 木竹の滑下又は地引による搬出
- 六 土石の採取又は集積
- 七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

申請窓口

海草振興局建設部	管理保全第二課 (073-488-6163)
海南工事事務所	管理保全課 (073-488-9375)
那賀振興局建設部	管理保全課 (0736-61-0044)
伊都振興局建設部	管理保全課 (0736-33-4934)
有田振興局建設部	管理保全課 (0737-64-1284)
日高振興局建設部	管理保全課 (0738-24-2931)
西牟婁振興局建設部	管理保全課 (0739-26-7949)
東牟婁振興局串本建設部	管理保全課 (0735-62-3294)
東牟婁振興局新宮建設部	管理保全課 (0735-21-9654)

指定区域は「わかやま土砂災害マップ」で確認できます。

<https://sabomap.pref.wakayama.jp>



急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令

（法第七条第一項ただし書の政令で定める行為）

第二条 法第七条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 水田（地割れその他の土地の状況により水の浸透しやすい水田を除く。）に水を放流し、又は停滞させる行為
 - 二 かんがいの用に供するため土地（水田及び地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。）に水を放流する行為
 - 三 日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した水を土地（地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。）に放流する行為
 - 四 用排水路に水を放流する行為
 - 五 ため池その他の貯水施設に水を放流し、又は貯留する行為
 - 六 除伐又は倒木竹若しくは枯損木竹の伐採
 - 七 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為
 - イ 長さが三メートル以下ののり切で、のり面の崩壊を生じさせないもの
 - ロ 高さが五十センチメートル以下の切土又は深さが五十センチメートル以下の掘削で、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行うもの
 - ハ 高さが二メートル以下の盛土
 - ニ 木竹の滑下又は地引による搬出
 - ホ 地表から五十センチメートル以内の土石の採取で、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行うもの
 - ヘ 載荷重が一平方メートルにつき二・五トン以下の土石の集積
 - 八 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為
 - イ 前号イに掲げる行為
 - ロ 高さが五十センチメートル以下の切土又は深さが五十センチメートル以下の掘削で、水の浸透又は停滞を増加させないもの
- （九～十八 省略）